生活環境課

暮らし情報 Information

このページに関するお問い合わせは生活環境課まで

粗大ごみの排出について
～ルールを守りましょう～

町では、一度に多量の粗大ごみを排出することを禁止しています。

一度に排出できる粗大ごみは、３～５点までです。それ以上多量に排出する場合は、下記の方法により排出してください。

■粗大ごみの排出方法

①計画的に排出する（粗大ごみ：３～５点まで）

一度に多量に排出しないよう、収集日等に合わせて少しずつ排出してください。

粗大ごみを排出する際は、収集日前日までに必ず電話予約（小平清掃公社 ☎56－2740）してください。

収集日は「ごみ収集計画表」で確認をお願いします。

②自己搬入する

自己搬入日：毎週月・水曜日、第１・第３土曜日　午前９時～午後４時まで

【排出者自身が搬入】…自己搬入手数料（不燃ごみ：250円／10kg　粗大ごみ：300円／10kg）

自家用車やトラック等を借り、排出者自身が処分場へ行き処分することができます。（運転をお願いし、排出者が同乗して処分場へ行く場合を含む）

※なお、不燃ごみと粗大ごみは別々に計量しますので、搬入の際はご注意願います。

【一般廃棄物収集・運搬許可業者へ搬入をお願いする】…上記自己搬入手数料＋収集運搬料金

収集運搬業を行なっている業者へ仕事を依頼し、処分場で処分することができます。

ただし、収集・運搬を行えるのは許可を持っている業者だけです。

この場合、自己搬入手数料（不燃ごみ：250円／10kg　粗大ごみ：300円／10kg）のほか、別途許可業者への運搬費が発生します。

※一般廃棄物収集運搬の依頼及び運搬費等その他の事項につきましては、許可業者へ確認をお願いします。

◎小平町許可業者：小平清掃公社　☎56－2740
アクセプト　☎59－1215

猫の飼い主の方へ ～マナーを守って飼いましょう～

＝野良猫にえさは絶対に与えないでください＝

野良猫にえさを与える等の行為は、近所に野良猫が増えることにつながり、被害が集中することになります。「かわいそう」とか「野良猫には罪がないのだから」といった、一時の感情でえさを与えることのないようにすることが大切です。また、えさを与えることは、民法上飼い主としての責任が生じることもあります。（※猫の飼い主とみなされた場合、その猫を保健所に引き取ってもらうときは、手数料（１匹につき2,100円）がかかります）

ごみ収集及び処分場のお休みについて

お盆中の、８月15日（月）、16日（火）のごみ収集及び富岡処分場はお休みしますのでご了承願います。